

## 神奈川県水道法施行細則の運用について

昭和 55 年 6 月 2 日環衛第 123 号衛生部長通知

一部改正 平成 25 年 3 月 28 日環衛第 414 号生活衛生部長通知

昭和 55 年 4 月 1 日から施行された神奈川県水道法施行細則（昭和 55 年 3 月 31 日神奈川県規則第 40 号）の運用にあたっては、次の事項に留意のうえ遺憾のないよう指導及び運用されたく通知します。

### 1 第 1 条関係（事務の委任）

この条は、保健福祉事務所に委任した事務を記載したものであること。

### 2 第 8 条関係（布設工事監督者設置等の報告）

この条に定める報告は、水道事業者又は水道用水供給事業者はすべて水道の布設工事を行う場合で、布設工事監督者を設置したときは、10 日程度の期間内に知事に報告するものであること。

### 3 第 11 条関係（水道技術管理者設置等の報告）

この条に定める報告は、水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道が水道技術管理者を設置又は変更したときは、10 日程度の期間内に知事に報告するものであること。

### 4 第 12 条関係（水質検査結果書等の提出）

水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対し衛生的な水道水の供給を確保し、適正な指導を行うため、すべての水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に水質検査結果書の提出を義務づけたものであること。

なお、水質検査月報を作成する際水質検査結果が水質基準に不適合であった場合には、その理由及びその措置について具体的に記入すること。

### 5 第 14 条関係（給水の緊急停止報告）

給水の緊急停止の措置を行った場合における報告義務を規定したものであること。

給水の緊急停止を行ったときは、直ちに給水緊急停止報告により行うものであるが、報告書が直ちに到達しないことが予想される場合には、時を移さず電話等により事前に状況を知らせることとし、また報告書の作成に当っては給水停止に至るまでの正確な状況を記載するものであること。

なお、給水開始は、法第 4 条の水質基準に適合することの確認をしてから行うものであること。

6 第 19 条・20 条・21 条関係（簡易専用水道に関する事項）

（１）この各条は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 39 条第 3 項を根拠とし、同項に規定される「簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるとき」の具体的な事項の一つとして定めたものであること。

（２）台帳は、次のとおりとする。また、設置届の施設情報は、衛生指導に資するためにその記載を求めているが、簡易専用水道は施設基準（法第 5 条）の適用がなく、施設情報を厳格に管理する必要性は少ないため、参考情報として取扱うこととする。

ア 台帳は、別紙の簡易専用水道設置一覧表を参考に各保健福祉事務所で定めるものとし、所在地及び第 20 条各号に規定される事項（以下「台帳記載事項」という。）を管理する。

イ 設置届に記載された台帳記載事項以外の施設情報は、参考情報として保存する。その後、施設設備の変更に伴う記載内容が異なることが判明した場合（法第 34 条の 2 第 2 項に規定される厚生労働大臣の登録を受けた者又は水道事業者からの情報時及び設置者からの相談時等）には、必要に応じ事実を確認したうえで適宜更新する。

留意点： 従前の台帳を継続して使用する場合には、台帳記載事項と施設情報が併記されるため、台帳記載事項は変更届により、施設情報は前記イにより更新することに注意すること。また、将来的には台帳を電子データとすることが望ましいこと。

留意点： 別紙の簡易専用水道設置一覧表に準じた一覧を台帳とする場合には、従前の台帳は参考情報として保存すること。

また、当該一覧に台帳記載事項以外の施設情報が含まれる場合には、留意点と同様に取扱うこと。

留意点： 施設情報を更新するための法第 39 条第 3 項（報告の徴収）の適用は、健康被害発生時や当該施設の指導時に正確な情報が必要となる場合等が考えられること。

別紙 簡易専用水道設置一覧表（台帳参考様式）

参考資料（旧簡易専用水道台帳）

別紙 簡易専用水道設置一覧表（台帳参考様式）

	建築物の名称	設置場所	設置者氏名（法人等の場合はその名称）	設置者住所（法人等の場合はその所在地）	受水槽有効容量（ $m^3$ ）	建築物の主たる用途	特定建築物該当の有無	備考			
								届出年月日（給水開始日）	番号	届出その他特記事項	連絡先電話

台 帳 記 載 事 項	参 考 情 報	参 考 情 報
神 奈 川 県 簡 易 専 用 水 道 及 び 小 規 模 受 水 槽 水 道 事 務 取 扱 要 領 （ 第 5 号 様 式 ）		

参考情報（旧簡易専用水道台帳）

現行の台帳を継続して使用する場合、台帳記載事項以外は参考情報として取扱う。

台帳記載事項以外の参考情報は、法第34条の2第2項に規定される厚生労働大臣の登録を受けた者又は水道事業者からの情報、及び設置者から申出等により適宜更新する。

別紙7（日本工業規格 横型 8×5型）

簡易専用水道台帳										
届出年月日		番 号		設置場所		屋内( 階・屋外・その他( ) )				
建築物の名称		所 在 地				材 質		鉄筋コンクリート・鋼製・FRP・その他( )		
設置者(管理者)氏名		設置者(管理者)住所		給水方式及び貯水槽等の概要		高置水槽等		総容量 m <sup>3</sup>		
同 上		同 上				有効容量		縦 横 有効水深		m <sup>3</sup> ( × × ) m <sup>3</sup> ( × × ) m <sup>3</sup> ( × × )
建築物概要	建築構造	鉄筋・鉄骨コンクリート・木造・その他( )			主たる配管材料		ビニール管・鋼管・その他( )			
	建築面積	地上 階 : 地下 階 : 塔屋 階		建築面積			塩素滅菌機			
	建築物使用開始年月日	年 月 日		ビル管理該当の有無			有・無			
	利用者数	常 住 名 (世帯・利用種別 名 計(1日平均) 名		年 月 日			届け出その他特記事項			
使用水量	一箇月平均 m <sup>3</sup>		水道直結栓		有 ( 箇所)・無					
消防用水	同一水槽・別水槽		汚 水 槽		有 (屋内・屋外)・無					
主たる用途	共同住宅・事務所・店舗・学校・工場・病院・興行場・その他( )									
給水方式及び貯水槽等の概要	給水方式	高置水槽・圧力水槽・タンクレス・ポンプ能力 Kw			設置場所等		屋内( 階・屋外・その他( ) )			
	設置場所等	地上式・地下式・半地下式		材 質			鉄筋コンクリート・鋼製・FRP・その他( )			
	有効容量	総容量 m <sup>3</sup> (縦 × 横 × 有効水深)		有効容量			m <sup>3</sup> ( × × ) m <sup>3</sup> ( × × ) m <sup>3</sup> ( × × )			
	建築物の名称	所 在 地		設置者 (管理者)			電 話		受水槽容量	

台帳記載事項